

入 札 説 明 書

この入札説明書は「2023 年度 4 月に向けた組織委員会ネットワーク機器の賃貸借業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟読の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

1 内 容

（1）案件の名称

2023 年度 4 月に向けた組織委員会ネットワーク機器の賃貸借業務

（2）案件の仕様等

別添仕様書のとおり

（3）賃借期間

2023 年 4 月 1 日（土）から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

（4）納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会
組織委員会事務局

名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号（愛知県東大手庁舎内）

2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

（1）次のア、イのうちどちらかを満たしていること。

ア 令和 4・5 年度愛知県入札参加資格者名簿（物品等）の「業務（大分類）03. 役務の提供等」において「営業種目（中分類）11. リース・レンタル」に登載されている者であること。

イ 令和 3 年度及び令和 4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」の品目「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 公告の日から落札決定までの期間において、愛知県又は名古屋市から、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れ等に係る資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県の行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してください（別添封筒書式を参照）。

（3）入札の方法等

入札場所には、入札者でなければ入場できません。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

（4）入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、入札辞退届（様式3）を5（1）に示す場所に直接持参してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

（5）入札の無効

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規則（以下「契約規則」という。）第6条（入札の無効）の規定に準じ、当該条項に該当する入札は、無効とします。

（6）開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

（7）再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札は原則として2回を限度とします。

（8）入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

5 競争入札参加資格確認申請書等の確認等

（1）提出書類

下記の競争入札参加資格確認申請書等を公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局調整課調整グループまで郵送又は持参してください。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 契約実績一覧表（様式6）

※入札保証金納付免除の該当・非該当の判定のための必要書類

（2）提出期限

2023年3月7日（火）午後5時まで

なお、郵送による申請の場合は、書留郵便に限り、2023年3月7日（木）午後5時必着とします。

（3）提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用するとはしないものとします。

ウ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

（4）確認通知

競争入札参加資格確認の結果は、2023年3月9日（木）までに競争入札参加資格確認通知書により郵送にて通知します。当該確認の結果、競争入札参加資格が確認された者に限り、本件入札の対象者とします。

（5）その他

提出期限内に競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、その者の入札を無効とします。

6 落札者の決定

契約規則第11条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 その他

（1）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）契約書作成の要否

要（契約書（案）のとおり）

(3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約規則第7条第3項により、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（契約規則第7条第2項に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を入札日に納めなければなりません。ただし、入札に参加しようとする者が契約規則第8条に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

(4) 契約保証金

落札者は、契約の締結時まで、契約規則第28条第2項により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（契約規則第28条第3項に規定する契約保証金に代わる担保を含む。）をしなければなりません。ただし、落札者が、契約規則第29条に該当するときは、契約保証金の全額を免除するものとします。

(5) 落札者の資格喪失

開札日から契約締結日までの期間において、2に掲げる資格のないものは契約を締結しません。

(6) 特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(7) 合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(9) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて入札を執行します。

8 問い合わせ先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
調整課調整グループ 浅野
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎内）
電話（052）746－9104